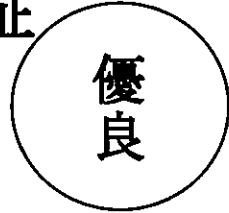


許可番号 第04305000192号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 氏名 松田産業株式会社
 代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和元年6月8日
 (2019年)
 許可の有効年月日 令和8年6月7日
 (2026年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—
汚泥	—	○	○
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等欄の「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成4年（1992年）6月8日付けで新規許可
- (2) 平成5年（1993年）2月24日付けの変更届出により名称変更
- (3) 平成9年（1997年）6月8日付けで更新許可
- (4) 平成9年（1997年）10月15日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を追加。）
- (5) 平成13年（2001年）6月8日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「汚泥」及び「廃油」を追加。）

(裏面へ続く)

(裏面)

- (6) 平成14年(2002年)5月13日付けで更新許可
- (7) 平成15年(2003年)7月28日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:松田 洋)
- (8) 平成19年(2007年)6月7日付けで更新許可
- (9) 平成24年(2012年)10月3日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (10) 平成27年(2015年)6月18日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「紙くず」、「木くず」及び「動植物性残さ」を追加。)
- (11) 平成30年(2018年)2月14日付けの変更届出により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する表記変更
- (12) 令和元年(2019年)5月14日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

複写禁止

許可番号 第04355000192号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
氏 名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和 2年 3月 3日
(2020年)
許可の有効年月日 令和 9年 3月 2日
(2027年)

複写禁止

1. 事業の範囲

事業区分	収 集 運 搬 業 (積替及び保管行為を含まない)
取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃水銀等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成10年（1998年）3月3日付けで新規許可
- (2) 平成13年（2001年）6月8日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「廃油」に「ジクロロメタン」「四塩化炭素」「1,2-ジクロロエタン」「1,1-ジクロロエチレン」「シス-1,2-ジクロロエチレン」「1,1,1-トリクロロエタン」「1,1,2-トリクロロエタン」「1,3-ジクロロプロペン」及び「ベンゼン」を追加。）
(裏面に続く)

(裏面)

複写禁止

- (3) 平成15年(2003年)3月19日付けで更新許可
- (4) 平成15年(2003年)7月28日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 松田 洋)
- (5) 平成20年(2008年)1月29日付けで更新許可
- (6) 平成25年(2013年)5月21日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (7) 平成30年(2018年)5月2日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「汚泥」「廃油」「廃酸」及び「廃アルカリ」に「1,4-ジオキサン」を追加し、並びに「廃水銀等」を追加。)
- (8) 令和2年(2020年)1月17日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	/	○	○
水銀又はその化合物	○	/	○	○
カドミウム又はその化合物	○	/	○	○
鉛又はその化合物	○	/	○	○
有機燐化合物	○	/	○	○
六価クロム化合物	○	/	○	○
砒素又はその化合物	○	/	○	○
シアン化合物	○	/	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○
1, 2 - ジクロロエタン	○	○	○	○
1, 1 - ジクロロエチレン	○	○	○	○
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	○	○	○	○
1, 1, 1 - トリクロロエタン	○	○	○	○
1, 1, 2 - トリクロロエタン	○	○	○	○
1, 3 - ジクロロプロペン	○	○	○	○
チウラム	○	/	○	○
シマジン	○	/	○	○
チオベンカルブ	○	/	○	○
ベンゼン	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	/	○	○
1, 4 - ジオキサン	○	○	○	○
ダイオキシン類	/	/	/	/

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。